

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

| | | 担当課 | まなび推進課 | 検索番号 | 4-2 |
|---|-------------------|------|--------|------|-----|
| 法令名 | 愛媛県美術館使用料条例 | 根拠条項 | 第4条 | | |
| 許認可等 | 美術館の美術品等の特別利用料の減免 | | | | |
| (根拠規定) | | | | | |
| (使用料の減免) | | | | | |
| 第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。 | | | | | |
| (許認可等の基準) | | | | | |
| ○愛媛県美術館管理規則 (令和2年3月27日規則第17号) | | | | | |
| (特別利用料の減免) | | | | | |
| 第13条 知事は、条例第4条の規定に基づき、次に掲げる者に対しては、特別利用 (条例第5条第2号に規定する特別利用をいう。以下同じ。)に係る使用料 (以下「特別利用料」という。)を免除する。 | | | | | |
| (1) 美術に関する教育、学術上の調査研究又は啓発のために特別利用をする者で、知事が必要と認めるもの | | | | | |
| (2) 美術館の広報に関し効果があると認められる用途に供することを目的として特別利用をする者 | | | | | |
| 2 知事は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、条例第4条の規定に基づき、特別利用料を免除し、又はその一部を減額することがある。 | | | | | |